

平成 28 年度 杏林大学外部評価委員会
外部評価報告書

平成 30 年 3 月

杏林大学外部評価委員会 委員名簿

委員：清水 一彦（山梨県立大学理事長・学長、筑波大学名誉教授）

武藤徹一郎（公益財団法人がん研究会メディカルドクター・名誉院長、東京大学
名誉教授）

棚瀬 孝雄（弁護士、京都大学名誉教授、前中央大学法科大学院教授）

I 総評

大学は、学問の府として質の高い教育研究活動が求められている。とくに、今年度から義務化された3つのポリシーの策定に関して、学生が修業年限内に身に付けるべく能力である「学習成果」を明確化・可視化するシステムの確立が必要であり、同時に大学はそれを社会に公表する説明責任を果たさなければならなくなった。いわゆる教育の内部質保証システムの構築である。このことを踏まえながら、以下、設定された基準項目である教育・教員組織、教育内容・方法・成果、学生の受け入れ、社会連携・社会貢献の4つの観点から総評を述べることにしたい。

<教育・教員組織>

- ・大学の理念・目的を反映した教育組織、教員組織は整備され、国の補助金事業にも対応して多く採択されている。教育・研究活動は活性化され、教員の質向上や教員力のアップに繋がっている。教員の人事制度や評価制度も確立しており、教員評価についてはインセンティブを付与する工夫も見られる。

<教育内容・方法・成果>

- ・大学、学部、学科、研究科、専攻及び課程レベルのすべてにおいて3つのポリシーが明確に策定され、ホームページ等によって広く社会にも公表されている。保健学部・研究科において、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するシステムを構築している点は特筆できる。
- ・教育課程は、教養教育、専門教育を含め学部・研究科ともに体系的な編成をしている。また、履修モデルや科目ナンバリングを導入しながら、学生の順次的・体系的な履修への配慮もなされている。教育課程の適切性の検証も適切に行われている。
- ・授業形態の柔軟な採用をはじめ、PBL やマルチメディア化、プロジェクトやフィールドワークなど授業方法の工夫が多様に見られ、適切に実践されている。シラバスの見直しも行われ、教務委員会等による恒常的かつ適切な検証が認められる。FD活動も活発に行われ、学生による授業評価アンケートや先進的な取り組み（Good Practice）を支援する制度のほか、総合政策学部の「ピア・オブザーブ制度」も優れた取り組みである。今後は、それらの制度の実践成果の検証が望まれる。
- ・学位授与の要件は、学則で定められ、公的刊行物やホームページ等で明示されている。また、学位授与も所定の規定等に基づき明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って適切に行われている。学習成果を測定する評価指標については、学部・研究

科の特性に応じて多種多様な方法で設定され、実践されている。今後は、現在導入している大学 IR コンソーシアム学生共通調査の活用のほかに、大学全体としての基本方針や統一的な評価指標の開発も期待される。

<学生の受け入れ>

- ・大学、学部・研究科のアドミッション・ポリシーは明確であり、学内外に公表されている。入学試験の形態は多様である。しかし、入学定員や収容定員の充足率を見ると、一部の試験形態において著しく低い状況も見られる。留学生入試や帰国子女入試あるいは秋学期入学をはじめ、編入学試験や博士後期課程の問題については、きちんとした原因分析と制度のあり方を検討する必要がある。

<社会連携・社会貢献>

- ・大学の理念・目的に基づき国際交流や社会との連携を活発に進め、さまざまな国の補助金事業にも採択されている。その活動内容は、FD・SD等を通じて学内外に周知・公表されている。とりわけ、生きがい創出や災害に備える町作りなど地域の具体的な課題への取り組みなどは注目できる。夏期集中講座やAP制度などを通じた高大連携・高大接続の活動も活発である。

全体として、跡見裕学長の適切なリーダーシップの下で、大学の統一的な教学マネジメント体制を確立しながら、教育の質向上に向けた全学的な努力が熱心に続けられていると評価できる。

今回の外部評価の対象は、4つの基準領域に限定されたものであるが、その内容は他大学等にも十分寄与し得るものである。とりわけ、新たに策定した3つのポリシーは、その内容において他大学の模範モデルとして位置づくものである。

最後に、今回の評価を通じて、貴学においては自己点検・評価を日常的に実践するとともに、大学全体の外部評価を導入しながらその客観性・妥当性を高めていることを確認することができた。社会に対する説明責任はきちんと果たされ、総じて貴学の教育研究活動及び社会貢献は全体として有効に機能しつつあると高く評価できる。

II 概評及び提言

【基準3】教育・教員組織

<概評>

教職員資格審査基準、採用・昇進基準、学内 GP 制度、担当教員の適性検証など必要な判定基準がほとんどすべて完備されている。過去3年の間に、「グローバル人材育成支援事業」や「地（知）の拠点整備事業」、「大学教育再生加速プログラム」及び「女性研究者研究活動支援事業」といった4つの文部科学省補助事業に採択されており、教育・研究活動は活性化し、教員の質向上に寄与している。

これまで学内に設置された委員会は非常に多く、また既存関連組織との連携が必ずしも十分ではなかったが、第3次中期計画（平成25～29年度）において委員会の見直しを行った結果、それまでの10委員会から4委員会に統合整理された。医学部においては委員会の数は多いが、平成29年度より医学教育センターを設置し、その下に12室を置く体制に改組し、横の連絡や運営の効率化を図っている。

本務教員1人当たりの学生数（ST比）は、医学部においては他大学よりやや多いが、保健学部ではやや低く、総合政策学部や外国語学部ではかなり低い数値となっている。平成29年度から医学部を除く学部改組により入学定員を増加させる予定になっているため、その数値は他の私立大学の平均に近づくことになる。

教員の採用・昇進の基準は、全学的に共通の「杏林大学教育職員資格審査基準」の下で、各学部・研究科が独自に定める採用・昇進に応じて、教授会、運営審議会および理事会での審議を経て決定される。教員の教育上の能力評価としてファカルティ・ディベロップメント（FD）の一環として導入している学生による授業評価では、特に得点の高い教員を規範とすべくベストティーチャー賞（Teacher of the year）表彰制度を実施している点は評価できる。授業見学も良い企画と考えられる。

中長期的な大学改革に関する計画を策定・実施するために「中期計画委員会」を設置しており、これまで第1次（平成17～21年度）、第2次（平成22～24年度）の中期計画を実施してきた。これらを踏まえて現在第3次計画（平成25～29年度）はキャンパス移転を大学改革の転機と捉え、八王子キャンパスの三鷹への移転、大学グローバル化の推進、教育の質向上と学生の成長支援、杏林大学の機能強化、及び大学の地域貢献・地域連携といった5領域の改革推進を目指している。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

- (1) 適切な教職員組織が整備され、過去3年の間に「グローバル人材育成支援事業」など4つの文部科学省補助事業に採択されている。
- (2) 学生による授業評価では、特に得点の高い教員を規範とすべくベストティーチャー賞 (Teacher of the year) 表彰制度を実施しており、授業見学の実施とともに教員の教育資質向上を図っている。

<努力課題>

- (1) 中長期的な計画は策定されてきているが、組織全体にわたる mission の確立とともに、さまざまな企画・計画の効果や成果の検証についても工夫が必要である。

<改善勧告>

なし

【基準4】教育内容・方法・成果

(1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学および学部、研究科の理念・目的を踏まえ、大学およびすべての学部・研究科において教育目標を的確に定め、それに基づいてそれぞれの課程修了にあたって修得しておくべき学習成果を明示し、その達成のための諸要件については学則で明確に定めており、課程レベル、学科・専攻レベルを含めて学位授与方針を適切に設定している。

学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、大学およびすべての学部・研究科において教育課程の編成・実施方針を定めている。前回の認証評価時に指摘のあった教育内容に関する基本的考え方が一部を除いて示されていなかった点については、大学全体で改訂作業を行った結果、教育内容、教育方法、評価に関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針の策定が大学およびすべての学部・学科並びに研究科・専攻において完了している。

大学や学部・研究科の教育目標を含み、すべての学部・学科および研究科・専攻における学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、公的な刊行物やホームページ等によって、教職員・学生並びに受験生を含む社会一般に対して周知・公表している。

学位授与方針と教育課程の編成・実施方針とは、いずれも教育目標から抽出・策定され、その内容から判断して大学およびすべての学部・研究科において連関しているといえる。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、すべての学部・研究科において運営委員会や教務委員会等が中心となって取り組んでおり、その結果はカリキュラム編成の見直しなどに反映されている。とくに、保健学部・保健学研究科では、検証の責任主体、組織、権限、役割および手続を明確にした「検証システム」を構築している。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

- (1) 大学およびすべての学部・研究科、課程レベル、さらには学科・専攻において学位授与方針並びに教育課程の編成・実施方針が設定され、学位の種類ごとにそれぞれのポリシーが具体的にかつ明確になっており高く評価できる。
- (2) 保健学部・保健学研究科では、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証の責任主体、組織、権限、役割および手続を明確にした「検証システム」を構築している点は評価できる。

<努力課題>

なし

<改善勧告>

なし

【基準4】教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

<概評>

幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程は、学士課程全体においては各学部でそれぞれ科目区分は異なるが、1～2年次を中心に必要な授業科目を開設し、体系的に編成している。医学部では、一般教養科目としての医療科学を、専門科目と有機的に連携しながら学習するように1・3・6年次に配置し、保健学部では医療職者の倫理観を養うため生命倫理学を選択科目から必修科目に変更している。また、総合政策学部では、就職試験・資格試験等でも必要になる知識・能力を身につけるために1年次に基礎教養科目を設定し、外国語学部では、新たに基盤教育科目を設け初年次教育や3年次までのキャリア教育を段階的に位置づけて必要な授業科目を配置している。

大学院課程では、すべての研究科において、教育課程の編成・実施方針に従ってコースワークとリサーチワークのバランスを適切に組み合わせ、履修モデル等を明示しながら体系的な教育を実施している。

いずれの学部・研究科においても、教育課程の編成・実施方針に基づき、カリキュラムツリーを作成し、その体系性に応じた科目ごとの到達目標を設定し、各課程に相応しい教育内容による授業が行われている。学士課程においては、導入教育や初年次教育に配慮した授業や、就業意識の涵養のためのキャリア教育のほか、総合大学としての強みを活かした連携(必修)科目「地域と大学」や推奨科目も設置されている。学生の履修選択をスムーズに行うための履修モデルや科目ナンバリングも導入されている。大学院課程も含めて、学生の順次的・体系的な履修への配慮がなされ、教育課程や教育内容の適切性が明確になっている。

教育課程の適切性の検証については、すべての学部・研究科において運営委員会や教務委員会等が中心となって取り組んでおり、その結果は学科再編やカリキュラム編成の見直しなどに反映されている。とくに、医学部においては、全教員が参加可能なカリキュラム検討委員会を定期的を開催し、すべての教員の意見を汲み上げてカリキュラムを改善する独自の体制を構築している。このことから、教育課程の適切性の検証の責任主体、組織、権限、役割および手続は明確であり、その検証プロセスも適切に機能し、改善に結びつけているといえる。

(提言)

＜長所として特記すべき事項＞

- (1) 医学部において、全教員が参加可能なカリキュラム検討委員会を定期的を開催し、すべての教員の意見を汲み上げてカリキュラムを改善する独自の体制を構築している点は優れている。

＜努力課題＞

なし

＜改善勧告＞

なし

【基準4】教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

＜概評＞

各学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態については、それぞれの授業科目の目的や内容等に応じて、講義・演習・実験・実習等の適切な授業形態を取り入れており、必要に応じて講義と実習あるいは講義から演習へといった併用もしくは順次的な形態も見られる。また、学生の主体的参加を促す教育方法として、医学部ではPBL、チュートリアル教育、臨床病理診断学、臨床実習、クリニカルクラークシップ、保健学部では授業のマルチメディア化・IT化、総合政策学部ではプロジェクト型、フィールドワーク型の教育方法、外国語学部ではアクティブラーニング方式やチームティーチングによるPBL型講義などを採用・実践している。

学士課程では、医学部を除いてすべての学部で1年間の履修科目登録の上限を50単位未満に設定し、オリエンテーションやガイダンス等において周知・徹底しながら単位の実質化を図っている。大学院課程では、いずれの研究科においても研究指導計画に基づく学生への研究指導が行われ、学位論文作成指導が実践されている。

以上から、各学部・研究科が定める教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において適切な教育方法をとっているといえる。

前回の認証評価において改善が指摘されたシラバスに関しては、医学部と同様に他

学部・研究科においてもほぼ統一した項目で見直し作業が行われ、Web上で閲覧可能となっている。学位授与方針との関連で到達目標が明記され、学生の準備学習や授業外学習についても工夫が見られ、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなっている。また、シラバスに基づいた授業を展開するため、各学部・研究科の教務委員会等により恒常的かつ適切に検証が行われ、改善につなげている。

教育内容・方法等の改善を図るための全学レベルでのFD（ファカルティディベロップメント）は、中期計画実行委員会FD・SD部会がその企画、実施および検証を行っている。企画の検証については、参加者アンケートをもとに行われているが、その結果が授業内容・授業方法の改善に結び付いているかの検証は今後の課題となっている。また、全学的に実施している学生による授業評価アンケートの結果と同様に、学内における教育または学習支援に係る先駆的な取り組み（Good Practice）を表彰・支援する制度は優れたものである。今後、その成果の検証も望まれる。

他方、学部・研究科レベルにおけるFD活動については、各FD委員会が中心となり学生による授業評価アンケートの実施等を行い、教育改善を図っている。中でも、総合政策学部が2014（平成26）年度から導入した「ピア・オブザーブ制度」は、教員同士が協力して授業改善や教育の質向上を図る新たな方式として注目できる。しかし、まだ十分に機能しておらず、その改善が望まれる。

（提言）

<長所として特記すべき事項>

- （1）シラバスにおいて、学位授与方針との関連で到達目標が明記され、学生の準備学習や授業外学習についても工夫が見られ、単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなっている点は評価できる。

<努力課題>

- （1）総合政策学部が2014（平成26）年度から導入した「ピア・オブザーブ制度」は、教員同士が協力して授業改善や教育の質向上を図る新たな方式として注目できるが、まだ十分に機能しておらず、その改善が望まれる。

<改善勧告>

なし

【基準4】教育内容・方法・成果

(4)成果

<概評>

大学全体として、学位授与の要件については学則で定められ、公的刊行物やホームページ等であらかじめ学生に明示している。

学士課程の卒業認定および卒業認定基準については、学則、学位規程、各学部の履修規程等に規定され、学生には教授要目あるいは履修要目等によって周知している。卒業認定プロセスは、「教務委員会」で検討された後、教授会で審議を行い、学長が卒業を認定している。大学院課程の修了認定及び学位審査基準については、大学院学則、学位規程および各研究科の要項等に規定され、学生にも周知している。修了認定プロセスは、各研究科委員会での審議を経て、学長が認定している。保健学研究科では、特に優秀な学生を対象とした早期修了制度を実施しており、医学研究科においても、2009（平成21）年度から早期修了制度が導入されている。

大学院課程における学位授与にあたって、学位に求める水準を満たす論文（または特定の課題についての研究の成果）であるか否かを審査する基準については、『大学院要項』等によってあらかじめ学生に明示している。

以上から、学位授与（卒業・修了認定）は、大学や学部・研究科における規程等に基づき明確な責任体制のもと、明文化された手続に従って適切に行われているといえる。

課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標については、全学的には学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を参考にしているが、学士課程では各学部の特性に応じて独自に評価指標を設定している。医学部では OSCE（客観的臨床能力試験）、CBT、医師国家試験の合格率を、保健学部では看護師・保健師等の国家試験の合格率や就職率を、総合政策学部では就職率、卒業者数と卒業率を、そして外国語学部では TOEIC-IP 等の外部検定試験や「大学生基礎力調査」「卒業生調査」、GPA 制度を採用している。他方、大学院課程では、学位授与数や学位取得率（医学研究科）、入学時および修了時の調査、卒業生データベース（保健学研究科）、成績評価や学位論文評価、「修了生アンケート」（国際協力研究科）をそれぞれ採用しながら学習成果を測っている。このほか、「中期計画実行委員会 IR 推進部会」では、大学 IR コンソーシアムの学生共通調査による学習成果の測定を試みている。今後さらに、学位授与方針で明示された、学生が修了時まで身に付けるべく具体的な学習成果に沿

った形での評価指標等の開発が期待される。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

なし

<努力課題>

(1) 学習成果を測定する評価指標は、学部・研究科の特性に応じて多種多様な方法で設定されているが、今後は大学全体としての基本方針を明確にするとともに、大学独自の統一的な評価指標の開発が期待される。

<改善勧告>

なし

【基準 5】学生の受け入れ

<概評>

大学は明確な教育理念を有し、入試選抜においても大学のホームページや募集要項などに明記しており、学生もそれは十分に意識して応募していると考えられる。学生募集においては、大学の側からも、「～の学生を求めています。」という言葉があり、選抜だけでなく、入学後の学習にも意欲を持たせるものとなっている。

入学試験の形態は多様であるが、十分な議論と試行錯誤を経てのものであり、また、受験市場の中での最適なポジションとして選ばれたものであると考えられる。しかし、留学生入試や帰国子女入試が、ごく一部の総合政策学部を除いて応募は皆無である。総合政策学部あるいは外国語学部の秋学期入試（平成 30 年度廃止予定）も同様である。グローバル化対応で始めたものであると思われるが、留学生や帰国子女あるいは 9 月入学制の学生は、入試の問題以上に、大学での講義が英語での授業など自分たちの経験を活かしたものとなっているかどうかで大学を選んでいると思われるので、むしろカリキュラムとの関係でその必要性も含めて検討する必要がある。

なお、保健学部健康福祉学科（1.24）及び診療放射線技術学科（1.20）は、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.20 以上となっているので、改善が求められる。また、

総合政策学部及び外国語学部（中国語学科除く）における編入学定員に対する編入学学生数比率が 0.7 未満であるので、改善が求められる。

定員充足率については、すでに指摘を受け、あるいは自主的に調整されているが、編入試験及び博士後期課程の問題については検討が必要であると思われる。前者は、以前からの少子化により希望大学への入学が容易になったことから、入学後のステップアップのニーズが減少したことの影響と思われる。今後、定員割れが続くようであるならば、制度の維持そのものも問題になるかも知れない。

他方、博士後期課程の問題は、端的に言えば、修了者の就職や社会の側の修了生へのニーズの問題でもある。一大学だけで解決するには限界があるが、受け入れた学生あるいは入学の呼びかけ自体に対する大学の責任としても、定員の問題を超えて引き続き考えていかなければいけない課題といえる。

以上のことから、学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は、それぞれ適切であり、整合性もとられている。学生の受け入れの適切性の検証プロセスも明確であり、すでに一部の入試方法を廃止したり、廃止予定になっていたりするが、引き続きその機能を適切に発揮し、改善につなげていくことが望ましい。

（提言）

<長所として特記すべき事項>

なし

<努力課題>

- （1）潜在的に大学で学ぶ意欲と能力を持った学生をいかに幅広く集めるのか、工夫を重ねながら入学試験の形態を多様化させてきたが、学生の入学事情も変化しており、応募がない選抜方法等については見直す時期にきていると思われるので、その原因の分析や制度のあり方を含めて検討されたい。
- （2）保健学部健康福祉学科（1.24）及び診療放射線技術学科（1.20）は、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.20 以上となっているので、改善が求められる。
- （3）総合政策学部及び外国語学部（中国語学科除く）における編入学定員に対する編入学学生数比率が 0.7 未満であるので、改善が求められる。

<改善勧告>

なし

【基準8】社会連携・社会貢献

<概評>

大学の理念・目的に基づき、国際交流およびグローバル人材を育成するための方針として、「学際的かつ国際的な総合大学の特色を活かし、本学と海外の大学、学術研究機関等との学術・文化および人的交流を図り、もって人材の育成に寄与すること」を定め、国際交流センターを中心に全学的な国際交流を推進してきた。とくに、2012（平成 24）年度には文部科学省のグローバル人材育成推進補助事業に採択され、翌年度に発足した第三次中期計画の海外交流促進事業では、大学のグローバル化の推進のための事業方針が示された。グローバル人材育成プログラム推進委員会における国内外の有識者から成る第三者評価機関による評価実施は、事業推進や事業成果の点検・評価に資するもので高く評価できる。

他方、地域との連携・協力については、「総合大学としての特色を活かした教育・研究成果を基に、地域社会と本学との連携・協力を全学的な視点で図るとともに、各交流活動の総合窓口としての機能を果たすことを目的とする」（地域交流推進室規程第2条（1））地域交流委員会を窓口にした全学的な地域交流を推進している。その後、杏林 CCRC 研究所、高大連携を推進する高大接続推進室、高校生が大学の正規の科目を履修し単位認定を受けられる AP（アドバンストプレイスメント）を実施する杏林 AP 推進委員会も設置された。地域貢献としては、生きがい創出や災害に備える町作りなど具体的な課題を決めて地域自治体と協働の事業を行ったり、学生がボランティアで地域の清掃活動を定期的に行ったりしている。

また、AP 制度をはじめ、大学の夏期集中講座の聴講や大学生と一緒に語学発表への参加などの高大接続・連携の強化は、自由に学び、社会や世界の問題に自分で考え、答えを求めていくといった自立性を養う面があり、新入生を迎える大学にとっても積極的な意味を持つものである。2013（平成 25）年度からの文部科学省「地（知）の拠点整備事業」（大学 COC 事業）の採択や、2014（平成 26）年度からの文部科学省「大学教育再生加速プログラム」（AP 事業）の採択は、こうした一連の活動の成果として注目される。

以上から、大学の社会連携・社会貢献については、明確な方針を定めて活発な事業活動を推進しているとともに、全学の FD・SD 活動等を通じてその取り組みを全学に周知したり、広く社会に教育研究の成果を公表・共有したりしているといえる。

社会連携・社会貢献の適切性の検証については、上記に挙げた各種委員会においてそれぞれ活動の企画・運営をし、その成果は全学の事項を検討する運営審議会に報告・チェックされているが、大学全体としてその検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげていくという PDCA サイクルの確立は今後の課題である。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

- (1) グローバル人材育成プログラム推進委員会における国内外の有識者から成る第三者評価機関による評価実施は、事業推進や事業成果の点検・評価に資するものであり高く評価できる。

<努力課題>

- (1) 社会連携・社会貢献の適切性の検証については、大学全体としてその検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげていくという PDCA サイクルの確立が望まれる。

<改善勧告>

なし

<その他意見>

- (1) 地域連携あるいは高大接続についても感じたことであるが、地域や若者が抱える深刻な課題がアジェンダに挙がっていないように思われる。例えば、貧困や、離婚、虐待、非行、犯罪被害、自殺など、話題としては暗いが避けて通れない問題であり、また、医学系の学部、そして公共政策の学部を抱える大学ならではの知的・人的資源があることから、取り上げるべきではないだろうか。学生にとっても教育的意義は高いと考える。

以上